

令和 8 年 2 月 12 日
兵 庫 労 働 局

兵庫労働局雇用保険電子申請事務センターにおける文書の誤送信 について

兵庫労働局（局長 金成 真一）は、職業安定部 職業安定課 雇用保険電子申請事務センター（以下「電子申請事務センター」という。）において発生した個人情報を含む文書の誤送信について、下記のとおり当該事実を確認の上、必要な措置を講じましたので、概要をお知らせします。

記

1 事案の概要

A 事業所から電子申請により提出された離職者 B に関する雇用保険被保険者資格喪失届について、電子申請事務センターの職員 X が入力処理を行ったが、処理画面でエラー表示が出た時に、誤って一つ前に作業していた C 事業所の離職者 D の雇用保険被保険者資格喪失届の内容（被保険者番号、事業所番号、取得日）を入力してしまい、結果として A 事業所に離職者 D の雇用保険被保険者離職票-1（資格喪失確認通知書（被保険者通知用））、雇用保険被保険者資格喪失確認通知書（事業主通知用）（以下「離職票-1等」という。）のデータが誤送信されたもの。

離職票-1等には、離職者 D の氏名、性別、生年月日、被保険者番号、資格取得年月日、離職年月日、被保険者種類、喪失原因、離職票交付希望、事業所番号、管轄区分、事業所名略称、産業分類等が記載されていた。

2 事案の経過

- （1）令和 8 年 1 月 9 日 10 時 11 分ごろ、職員 X は、C 事業所からの電子申請を処理するため、離職者 D の資格喪失届、離職票を印刷の上、内容を確認し、申請データの離職票の安定所記載欄に必要事項を入力した。
同日 10 時 30 分、離職者 D の電子申請の処理を完了した。
- （2）次に、職員 X は、A 事業所からの電子申請を処理するため、離職者 B の資格喪失届、離職票を印刷の上、内容を確認し、申請データの離職票の安定所記載欄に必要事項を入力した。
- （3）同日 10 時 52 分、職員 X は、離職者 B に関する申請内容の確認を終え、離職者 B の電子申請の処理を行った。このとき、雇用保険データ画面には「業務処理エラー」と表示され、離職者 B の処理は未了の状態であった。

しかし、職員 X は、離職者 B の処理を完了したものと誤認した。

- (4) 同日 10 時 54 分、職員 X は、離職者 D に関する安定所記載欄の修正を行うため、離職者 D に関する雇用保険データを取り消した。
- (5) 同日 10 時 55 分、職員 X は、離職者 D の電子申請をやり直そうと申請データを処理しようとした。しかし、職員 X は、離職者 B の処理を終えていなかったことにより、引き続き離職者 B の雇用保険データが表示されている状態で離職者 D の処理をしたため、A 事業所の被保険者として離職者 D の内容を入力する形となり、雇用保険データ画面には「業務処理エラー」が表示された。
- (6) 同日 10 時 58 分、職員 X は、このエラーを解消するため、D の資格喪失届を参照し、雇用保険データ画面で離職者 D の被保険者番号、取得日及び C 事業所の適用事業所番号を順次入力したところ、エラーと表示されることなく処理が完了した。
- (7) 同日 16 時 30 分、A 事業所から電子申請事務センターに、離職者 B の資格喪失届を電子申請で提出したにもかかわらず、離職者 D の離職票-1 等のデータが届いたとの連絡があり、誤送信による個人情報漏えいが発覚した。
- (8) 同日 17 時 15 分、職員 X は A 事業所及び C 事業所に対する誤った事務処理について、改めて処理を行い、離職票-1 等がそれぞれの事業所に適切に送信されたことを確認した。
- (9) 同月 13 日、職員 X は C 事業所及び離職者 D へ連絡し、申請のあった離職票-1 等に記載の個人情報が A 事業所に誤った処理によって漏えいしたことについて説明の上、謝罪し了承を得た。また、A 事業所へ連絡し、申請とは別人の離職票-1 等の個人情報が誤って送信されたことについて謝罪し了承を得るとともに、誤送信した PDF データは削除いただくよう依頼し了承を得た。
- (10) 同月 15 日、職員 X は A 事業所を訪問し、個人情報の漏えいについて謝罪及び経過説明を行い、了承を得た。誤送信した PDF データは削除した旨確認した。

3 発生原因

- (1) システムの端末に「業務処理エラー」が表示されたにもかかわらず、その原因を特定することなく業務を進めたこと。
- (2) 正常な処理ができていれば、次の新たな申請画面が表示されるところ、表示されなかったことを疑問に思わなかったこと。
- (3) データを修正する場合は、システムの検索機能を用いて該当する申請データを呼び出し、特定した上で修正すべきところ、電子申請に関する処理が追いついていないことによる焦りもあり、この手順を怠ったこと。
- (4) 電子申請に関する処理を完了させる前に、確認用に作成された電子公文書のプレビュー画面の内容と電子申請の内容を突合し、事業所名、申請者名等の確

認を怠ったこと。

- (5) 職員が、ある離職者の事務処理自体は終えていたものの、当該処理の過程で誤りがあったのではないか、という心残りがある状態で、別の離職者の事務処理を行ったこと。

4 二次被害の有無

令和8年1月9日、職業安定課からA事業所に連絡し、誤送信したPDFデータは閲覧しないよう依頼したところ、A事業所から了承を得た。また、同月13日、A事業所に改めて連絡し、誤送信したPDFデータを削除いただくよう依頼し、A事業所から了承を得た。さらに、同月15日、謝罪のため職業安定課の職員は、A事業所を訪問した際、PDFデータ削除したことを確認した。これらのことから、二次被害が発生する可能性は低いと考える。

5 再発防止策

(1) 兵庫労働局電子申請事務センターの対応

- ① 令和8年1月13日、電子申請事務センター長は、全職員に対し今回の誤送信事案について説明を行い、以下の電子申請における個人情報漏えい防止手順の徹底について指示した。
- ア 電子申請における申請受付から処理の完了までの処理手順について、改めて確認のうえ徹底すること。
 - イ 作業中、「業務処理エラー」の表示が発生した場合は、その都度その原因について確実に把握し、エラーを解消すること。
 - ウ 事業所名、申請者名の確認を徹底すること。特に処理を完了する前に、処理により作成された電子公文書のプレビュー画面と申請データを突合し事業者名、申請者名等の確認を徹底すること。
 - エ 電子申請において、適用事業所番号を変更する場合は、重大な変更として、上長とのダブルチェックを徹底すること。
- ② 同日、電子申請事務センター長は全職員に対し個人情報漏えい防止テキストによる再発防止研修を実施した。

(2) 兵庫労働局の対応

- ① 同月21日、職業安定課長から県下公共職業安定所長に対し、メールにより事案の概要を説明するとともに、漏えい防止の手順を確認し徹底するよう指示した。
- ② 同月21日、総務課情報管理係長から局内全職員宛て、メールにより事案の概要及び注意喚起を行った
- ③ 同月27日、県下公共職業安定所長会議及び県下雇用保険適用業務担当課長会議において、職業安定課長から上記①ア～エの再発防止策について、各所でも徹底するよう口頭により指示した。
- ④ 職業安定部主任安定監察官を電子申請事務センターに派遣し、漏えい手順が徹底されているか、再発防止策が徹底されているか、2月末を目途に確認する。

【担当】

兵庫労働局職業安定部職業安定課

課長 和田 順也

課長補佐 赤木 貞夫

電話番号 078-367-0800